

## 【島根県障がい者基本計画の策定について】

### ○委員

障がい者の動向で、島根県内の身体・知的・精神障がい者はいずれも増えていて、合計が平成13年度と23年度を比べると10年間で12.7%増えている。その理由としてはどんなことがあげられるのか。県人口の全体的な高齢化との因果関係は推定できるのか。また、10年間で12.7%という増え方をどう評価しているのか。

### ●事務局

精神障がい者の方々が増えているのは、うつ病等を始め心の病に罹られる方が増え社会生活・地域生活が困難になって障がいとなっていっしやる方も増えているという背景があると思う。また、10年前には手帳や福祉サービスの対象外にあった発達障がい・高次脳機能障がいの方々が手帳等の対象になり対象が拡大したということは言えるかと思っている。

知的障がい者についてははっきりとした理由は言えない。

高齢化は身体障がいに関係が深いと思うが、身体障がい者の増加率が一番低い状況になっているので、高齢化と直接的に相関関係が強いということは一概に言えないのではないかと考えている。

増減率12.7%の評価については、全国の状況・データを調査・分析して、ご報告させていただきたい。

### ○委員

障がい者の定義で、「精神障がい者（発達障がい者を含む）」との記載がある。障がい者の動向では(4)で精神障がい者についてその動向を記載したうえで、別項目の(5)で発達障がい者を記載しているが、定義で発達障がい者が精神障がい者に含まれるとしていることを考えると、そのあたりの整合性はとれるか。

### ●事務局

障がい者の定義は障害者基本法の表現にそって書いている。精神障がいの中にも発達障がいが含まるので、(4)の精神障がい者の中に発達障がい者が入っている可能性はあるが、パブリックコメントでいただいた意見や発達障がい近年注目されている状況等を踏まえ、あえて別書きにした方がいいと考え、このような表現をしている。

### ○委員

障がい者の動向の(5)発達障がい者について、文部科学省が実施した全国調査をもとに記載しているが、その調査の対象が「児童・生徒」と記載されており、小学校、中学校と限定されていないため、誤解を生むのではないか。調査では特別支援学校の児童・生徒は対象ではなく、高等学校も生徒と呼ぶので、児童・生徒という表現ではそのあたり全く分からない。文部科学省の調査データを書いているので、厳密に書かれた方がよいではないか。

### ●事務局

ご意見を踏まえて修正したい。

### ○委員

福祉は、専門家でも法律のかたまりだという人もいる状況なので、一般の人にとっては福

祉施策を巡る法律がいろいろ変わって、よく分からないというのが実情だと思う。そこで、一般の人に分かりやすく啓発することが非常に重要だと思う。新しい県の基本計画は国の法律が変わって、それを踏まえた地方版として今回新しく基本計画を立てたものだが、新しい基本計画の理念・考え方としては、社会との接点・関係をより重視して、幅広く障がいをとらえて、多面的にサポートをしていく方向へ変わったと認識をしてよろしいか。これまではどちらかという医学的な観点から精神・知的・身体とそういった生物学的なアプローチだったが、それをもう少し社会的なインクルーシブという観点から包括的に障がいをとらえて社会との接点を広げていこうという理念というふうに理解してよろしいか。

#### ●事務局

障がい者の定義・範囲も年々広がってきており、また、以前は施設中心の支援だったが近年は施設から地域社会へ移行するという面で、様々な生活基盤の整備や就労の支援などの施策にシフトしているので、ご指摘のような理解でよいと思う。

### 【島根県障がい者自立支援協議会発達障がい者支援部会報告について】

#### ○委員

早期発見・早期支援は大変重要なところだと思うが、そういう早期の支援に関わるスタッフが大変不足している。また、東部と西部それぞれウィッシュとウィンドという発達障害者支援センターがあるが、スタッフが不足していて相談を受けるまでの待ち時間が長いという指摘もあるので、配慮いただければと思っている。

#### ●事務局

それぞれのスタッフのスキルを向上させるとともに、援助者が増えていくように他の関係課と連携しながら進めていきたい。

#### ○委員

島根県では発達障がい者数が明らかになっていないということだったが、部会報告を聞くと、平成22年に発達障がい者支援のあり方についてという基本的な考え方ができているにも関わらず、3年間経ってまだ実態が把握されていないというのは、問題があるのではないか。その実態の調査がない中でいろいろな取り組みを進めることが必要だということだが、まず、支援を必要とされる方がどこに何人いるのかという人数調査は必要であろうと思う。

発達障がいは医療の領域の定義と教育の領域の定義があるが、報告の中で1歳半健診、3歳児健診での早期発見の強化として挙げられている乳幼児期の発達障がいには医療の領域での判断が入ってきていると思う。一方、障がい者基本計画に対するパブリックコメントにあった5歳児健診も必要というような発達障がいの場合には、学習障がい等を中心とする障がいの領域を指しているのかと思う。このあたりのずれも問題を整理して明確にしていく必要があるのではないか。

#### ●事務局

人数調査に関しては、本当に正確なデータをとるということは困難だと思っている。ただ、いろいろな相談機関等での市町村の状況や、本人や親御さんの意見を聞くと、支援体制を強化しなければならないというニーズはたくさんあると思う。

1歳半からの早期発見の強化だが、知的障がいまでを含めた範囲は乳幼児健診等において十分されていると思っている。1歳半健診において社会的認知の発達をしっかりと見られるように保健師や関係者もスキル向上、問診の強化等を図り、それによってレッテル貼りをするのではなくて、親御さんがニーズをとらえて支援できる、受容ができる、寄り添うような支援の仕組みを考えていきたいと思っている。

#### ○委員

今の説明で1歳半健診のあたりから育児不安をもっている保護者、それから保育士から見ても一般のやり方では育てにくい特徴をもっている子ども、まだ診断のつかない段階からそういった子どもたちの育児を少しでも楽しい育児にしていくような支援が必要だという考えは方向性としても全くその通りであろうと思う。ではどうやってスモールステップの指南を作って指導していくのかという支援者の人材育成も全くまだされていないわけで、まずはそこから支援していかないといけないと思う。一方で発達障がいはいくつか定義が入り乱れていて明確でないところがあるので、どういう領域のどんな子どもたちを対象にしているかをきちんと取り組みの際に定義していく必要がある。低年齢から支援し成功するのかどうかは、やはり今現在教育領域での発達障がいと言われている子どもたちの実態が把握されていないと、そこに結びついていって改善したのかどうか分からないのではないかと思う。

#### ●事務局

1歳半からの支援の仕組みというのは日本国内でも事例があり、認知のところに理由があって、社会的認知のところに遅れていらっしゃるお子さん、そして親御さんはその支援に気づくような仕組み、親子グループを作るような仕組みというのは実は福岡県の糸島地区で2003年から始めている。寄り添うかたちでの支援の仕組みを島根県の人材と体制の中で、そして発達クリニックというとても素晴らしい基盤がある中でどう構築していくかというのを今後、ワーキンググループの中で関係者の職種の方と論議しながら作り上げていきたいと思っている。

#### ○委員

発達障がい支援の実務的なことを担う市町村という立場としての思いだが、確かに早期発見というのを一つには思っているが、それより発見した後の体制ができていないというのが現状。特に療育期の子どもの場合には、6歳から教育委員会という学校との関わりがあって、そこへどうつなげていくのか、学校現場へ伝えていく方法も作っていないといけない。

発達障がいは基本的に小児科だけの分野ではないと聞くが、小児科でも難しいと言われた場合に、どこの領域のドクターにある程度定義を求めていくのか。当然医療機関の連携をとる人がいるが、保健師、臨床心理士、それからドクター等のスキルをまず作る。それからつなぐとき学校、教育現場へつなげていける体制づくりが急ぐのではないかと思っている。そのための体制づくりをできれば県も含めて市町村の方に適切な支援をお願いしたい。我々もすぐ取り組んでいかないといけないことも認識している。早期発見も含めて一歩進むためにはそのあとの場所もある程度作っていないといけないというのが現状と思う。

#### ●事務局

教育委員会で、母子保健サイドの就学前からの取り組みを学校等へつなぐというようなかたちで相談支援ファイルというものを今普及させている。それによってその子どもがもっている特性・関わりについての情報が家族を通して学校に行くようになっている。まだ、残念

ながら全てではないが約 3 分の 2 の市町村で活用されており、そのあたりの仕組みづくりは進んできている。支える仕組みというのも島根県の中で今後ワーキンググループを含め、小さいころからライフステージに沿ったかたちでの支える仕組みを関係課と連携しながら作っていききたい。

#### ○委員

発達障がい者の成人期における支援が不十分で、特に就労してからの定着がなかなか難しい。就労してからの個々の支援が学校の進路部に任せられる状態になっており、学校もなかなか何年も支援をするということが難しいため、そのあたりを是非福祉の方で就労が定着するような支援をやっていただきたい。

#### ●事務局

最も大きな課題だと思っている。部会の方でも就労に関しては様々な意見をいただいた。全国的にもまだノウハウの確立していない中で、皆様方とのご協力によりながら今後作り上げていきたいと思うので、今後とも是非ご意見をいただきたい。

#### ○会長

本日の意見については、検討委員会、あるいは支援部会の方へ当協議会からの意見として伝えて、また検討されるべきことがあれば、もう 1 回ご検討をお願いしたい。

### 【相談支援事業の充実強化について】

#### ○委員

相談支援事業の実施状況のうち特に 2. 障がい相談支援について、出雲がかなり断トツに多い。また、1. 相談支援事業所の指定及び従事者の状況で、相談支援専門員が出雲は 40 名でかなり多い。ただ、相談支援専門員は松江も 25 名いることを考えると松江と出雲でこんなに大きく障がい相談支援が違う理由をどう考えるのか。

#### ●事務局

確定的なことは言いにくいですが、大きく分けて二つあると思う。

一つは相談支援の基盤ということで、出雲市自立支援協議会を通じて地域ぐるみで相談支援の充実・強化にずっと努めてきている。今回の法改正に対応しても、いち早く圏域単位で研修会等を持ち取り組まれたというところが大きいと思う。

もう一つは市のスタンスで、例えば松江市の場合だと、従来から制度としてはサービス支援計画という概念はあったがあまり取り組まれず、むしろ委託相談を中心にやってきている。一方で出雲市は従来からサービス利用計画作成も制度をできるだけ使って法定の相談というものを手がけてきている。そういった経緯の違いもあろうかと思う。

#### ○委員

松江市在住の障がい児を何人か知っているが、なかなか相談支援の手が伸びていないということが実感としてある。相談支援専門員が少ないというのもあるし、人口が多いため支援の必要な児童もかなり多いと思うので、専門的な相談員の方を増やしていただき、寄り添うような支援ができる体制を 1 日も早く整えていただきたい。特に、在宅で医療的ケアの重い

呼吸器を使った重度の障がい者もなかなか相談に入っていないくて、本当に地団駄を踏んでいるような事例もある。そういう方たちに 1 日も早く手が伸びるように体制を整えるように指導していただきたい。

#### ●事務局

県としては、研修等も通じてまずは数をこなすことによってスキルアップを図るところから進めていくことが必要だと思うし、各市町村にもそのことをできる限りの助言的な支援で何とか進めていきたいと思っている。

#### ○委員

出雲市は施設の利用者のサービス利用計画はまだ相談の方々は全くできていない状況で、これから市も相談支援事業所とも相談をしながら 3 年間で全員にサービス利用計画を作成できるよう進めていくということだが、今でも出雲市ではたくさんのケースを抱えていて、相談支援事業所の専門員もかなりばたばたと動いている状況。重度の障がい者の方々が在宅の方もまだまだ行っていないところでありながら、これから各施設入所の利用者の相談を行っていくのかというところでは大変不安に感じている。

#### ○委員

今出雲市では児童と者で福祉サービス利用の方が 1,550 人いるが、相談支援計画の作成はまだ 3 分の 1 に届いていない。この 3 年の間にこの人数全員が作成しなくてはいけないが、段階を追ってということ、24 年度は新規の人と緊急で動く必要があるケースから先に始めていて、入所施設の人たちというのは 26 年度に入っていくかと思う。どこの市町村も年度ごとに計画的に進めているかと思う。出雲で実績が上がっているのは、どの段階の人たちは今年度やるとかいう計画が、市と相談支援専門員全員とで協議され、研修が 3 箇月に 1 度ずつあるからではないか。

指定相談事業所は全国的に兼務で一人置いているが、委託相談は専門で職員を配置している。兼務のところはいろいろ事例を持っているが、スキルを上げるには事例を持つことが一番のスキルアップになるため、それを委託相談事業所がいかにバックアップしていくか。あと残り 2 年少しで全人数を終えないといけないわけだが、相談支援事業所、相談支援専門員と市町村とがいかに協議を詰めていくかというところを協議会にきちっと諮ってやるかどうかが一番のポイントかと思う。

あとは県と一緒に研修会をし、相談支援専門員協会の方でも特別の研修も何個か持つ。

もう一つ、協会では別マニュアル・事例集を渡しているが、初任者の人でもすぐケースに乗れるように非常に簡単なマニュアルを作っていき、組織化も強化していかないといけないという感じである。

#### ●事務局

今お話のあったようなことを 2 月 7 日の研修で各市町村と相談支援事業所にきちっと話をして理解していただきたいと考えている。